

有料老人ホーム設置届出の手引き

- 1 さいたま市における有料老人ホーム設置に係る手続について P. 1
- 2 さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱第6条に基づく
事前協議について P. 3
- 3 老人福祉法に基づく有料老人ホーム設置届について P. 5

令和3年6月

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課

さいたま市における有料老人ホーム設置に係る手続について

令和3年6月
さいたま市保健福祉局
長寿応援部介護保険課

1 設置届について

- (1) 市内に有料老人ホームを設置しようとする者は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項の規定により、あらかじめ、市長への届出が必要になります。
- (2) 老人福祉法第29条第1項では「老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもの」が「有料老人ホーム」であるとされており、この定義にあてはまるものは、施設の名称の如何にかかわらず、市長への届出が必要になります。
- (3) 老人福祉法第29条第2項の規定により、設置届出事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、市長への届け出が必要になります。また、同条第3項の規定により、事業を廃止、休止しようとするときは、廃止又は休止の日の一月前までに、市長への届け出が必要になります。
- (4) なお、老人福祉法第40条の規定により、老人福祉法第29条第1項、第2項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者、同条第7項の規定（立入検査等）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に答弁せず、若しくは検査を拒み、妨げ、忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。とされています。

2 設置に向けての手続

- (1) 市では、有料老人ホームは高齢者が長年にわたり生活する場であり、入居にあたり高額の一時金を支払う場合が多いことなどから、一定のサービス水準を確保するため、さいたま市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）を設け、指針に適合する施設となるよう指導を行っています。
- (2) 具体的な手続としては、さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱（以下「要綱」という。）に従い、①事前協議の手続を経た後に、②老人福祉法に基づく設置届を市長あてに提出することとなります。
- (3) 設置届が受理された後に、①建設工事の着工、②入居者の募集を行います。手続きに要する時間を考慮のうえ、計画してください。

3 施設・設備等の基準

「さいたま市有料老人ホーム設置運営指導指針」（インターネットのさいたま市ホームページに掲載）を御覧ください。

4 設置手続等の基準

「さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱」（インターネットのさいたま市ホームページに掲載）を御覧ください。

5 事前協議にあたっての留意点

「さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱第6条に基づく事前協議について」（本冊子P3）を御覧ください。

6 設置届にあたっての留意点

「老人福祉法に基づく有料老人ホーム設置届について」（本冊子P7）を御覧ください。

7 有料老人ホーム関係資料の入手方法

(1) 指導指針、指導要綱等の有料老人ホーム関係資料は、インターネットのさいたま市ホームページに掲載していますので、必要に応じてダウンロードしてください。

関係資料掲載ページ：<https://www.city.saitama.jp/005/001/008/p017456.html>

(2) さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成16年3月26日さいたま市条例第22号）についてはさいたま市ホームページを御覧ください。

掲載ページ：<http://www.city.saitama.jp/002/003/001/003/p008343.html>

(3) 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針（平成13年国土交通省告示1301号）等、さいたま市関係以外の資料については、必要に応じて検索サイトから検索して御覧ください。

8 問合せ先等

有料老人ホームの設置に係る問い合わせは、介護保険課事業者係の有料老人ホーム担当者あてにお願いします。

なお、事前協議等、具体的な相談については、予約制となっており、予約なしに市役所へお越しになっても対応できません。あらかじめ日程調整の上、ご来庁ください。

さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱第6条に基づく事前協議について

令和3年6月
さいたま市保健福祉局
長寿応援部介護保険課

1 趣旨

有料老人ホームは、高齢者が長年にわたり生活する場であり、入居にあたり高額の一時金を支払う場合が多いことなどから、一定のサービス水準を確保するため、老人福祉法に基づく有料老人ホーム設置届出の前に、さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱（以下「要綱」という。）に従い、設置計画の内容等について確認を行います。

2 審査内容、手続等

- (1) 事前協議では、設置計画がさいたま市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）に適合した内容かどうか、一定のサービス水準を確保できるかどうか等について、設置計画者（運営会社）からの提出資料に基づき、ヒアリングや添付資料の書面審査により審査を行います。
- (2) 事前協議は、市と設置計画者で行うこととします。必要に応じて設計事務所等が同席して差し支えありませんが、原則として設計事務所やコンサルティング会社のみでの相談及び協議は行わないこととします。
- (3) 市は設置者に「有料老人ホーム設置計画事前協議済書」を交付し、事前協議の結果を通知します。
- (4) 「有料老人ホーム設置計画事前協議済書」の交付を受けた設置者は、建築確認後すみやかに、さいたま市老人福祉法施行細則（平成15年3月31日規則第126号）様式第31号により、さいたま市長あて、老人福祉法第29条第1項に定める届出を行います。

3 提出書類

A4サイズで次の書類を作成し、①要綱様式第1号、②有料老人ホーム 事前協議書チェックシート、③資料（1）～（14）の順でファイル等に閉じ、ページを振り、インデックスを付けてください。

事前協議書は2部作成してください。提出用1部のほか設置者控え1部を用意し、事前協議の際に持参してください。

なお、審査上必要な場合、別途資料を求めることがあります。

(1) 共通事項

有料老人ホーム 事前協議書チェックシートの注意事項をご確認のうえ、当該チェックシートに記載した書面を作成し、参考資料を添付してください。

(2) 入居契約書及び施設の管理規程

全国有料老人ホーム協会の「有料老人ホーム標準入居契約書」及び「標準管理規程」に準じたもの又はさいたま市ホームページに掲載する「参考契約書様式（住宅型・健康型）」及び「参考管理規程様式（住宅型・健康型）」をもとに作成し、添付してください。

(3) さいたま市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表

全ての項目の「適否」欄に○（適合）、△（現時点では不適合だが今後適合となるもの）、×（やむを得ず不適合となるが、代替措置を講ずることで入居者及び職員の処遇を確保するもの）を記入してください。「コメント」欄に参考資料を記入した場合は、その資料を添付してください。

【記載例】

指導指針本文	適否	コメント
(9) (6)、(7)及び(8)に定める設備の基準は、次によること。 一 一般居室、介護居室及び一時介護室は次によること。 イ 個室とすることとし、入居者1人当たりの床面積は13.2平方メートル（面積の算定方法はバルコニー及び便所の面積を除き、内法方法による。）以上とすること。	×	別添資料のとおり、導入する介護ベッドやその配置、持ち込みの家具等の想定、緊急時の搬出方法を検討し、入居者及び職員の処遇を確保します。

4 事前協議の実施日について

事前協議は予約制としますので、希望日の1週間前までに、介護保険課事業者系の有料老人ホーム担当者あて連絡し、あらかじめ日程調整を行ってください。

5 標準処理期間について

事前協議書類の確認及び審査には、通常、2週間～1か月程度の時間を要します。ただし、修正箇所が膨大な場合は、更に1か月程度の時間を要する場合があります。

入居者の募集及び着工にあたっては、本手続が完了したことを証する「事前協議済書」を受領したのち、市が設置届を受領した後でなければ行うことができません。上記の標準処理期間を踏まえ、ゆとりあるスケジュールのもと手続きを行ってください。

老人福祉法に基づく有料老人ホーム設置届について

令和3年6月
さいたま市保健福祉局福祉部
介護保険課

1 趣旨

- (1) 市内に有料老人ホームを設置しようとする者は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項の規定により、あらかじめ、市長への届出が必要になります。
- (2) また、設置届提出後も、老人福祉法第29条第2項の規定により、届出事項に変更を生じたとき、変更の日から一月以内に、同条第3項の規定により、事業を廃止、休止しようとするときは、廃止又は休止の日の一月前までに、市長への届け出が必要になります。

2 設置届に向けての手続

- (1) 市では、有料老人ホームは高齢者が長年にわたり生活する場であり、入居にあたり高額の一時金を支払う場合が多いことなどから、一定のサービス水準を確保するため、さいたま市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）を設け、指針に適合する施設となるよう指導を行っています。
- (2) 具体的な手続としては、さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱（以下「要綱」という。）に従い、①事前協議の手続を経た後、②老人福祉法に基づく設置届を市長あて提出することとなります。
- (3) 設置届が受理された後に、①建設工事の着工、②入居者の募集を行います。手続きに要する時間を考慮のうえ、計画してください。

3 設置届に係る提出書類

A4サイズで書類を作成し、①さいたま市老人福祉法施行細則（平成15年3月31日規則第126号）様式第31号、②有料老人ホーム 設置届チェックシート、③参考資料、の順でファイル等に閉じ、ページを振り、インデックスを付けてください。

設置届は2部作成してください。提出用1部のほか設置者控え1部を用意し、設置届提出の際、持参してください。

なお、審査上必要な場合、別途資料を求めることがあります。

※ さいたま市老人福祉法施行細則については、インターネットのさいたま市例規集から「第9編社会福祉」→「第3章高齢者福祉」→「さいたま市老人福祉法施行細則」で確認してください。

さいたま市ホームページ <http://www.city.saitama.jp/index.html>

(1) 共通事項

有料老人ホーム 事前協議書チェックシートの注意事項をご確認のうえ、当該チェックシートに記載した書面を作成し、参考資料を添付してください。

(2) 入居契約書及び施設の管理規程

全国有料老人ホーム協会の「有料老人ホーム標準入居契約書」及び「標準管理規程」に準じたもの又はさいたま市ホームページに掲載する「参考契約書様式（住宅型・健康型）」及び「参考管理規程様式（住宅型・健康型）」をもとに作成し、添付してください。

(3) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を受けたことを証する書類

なお、建物用途により求められる消防設備等が異なります。有料老人ホーム等の主に高齢者が入居する施設においては、要配慮利用者としての消防設備等が求められます。したがって、建物用途が有料老人ホーム以外の場合で、利用実態が主に高齢者が入居する施設である場合は、所管の消防署にご相談ください。

4 事業開始届について

有料老人ホームの事業開始後すみやかに、要綱第12条に規定する様式第2号により「有料老人ホーム事業開始届」を提出してください。

5 設置届の変更について

有料老人ホーム変更届の様式は、老人福祉法施行細則様式第32号に、有料老人ホーム廃止（休止）届の様式は、同施行細則様式第33号になります。

6 設置届出等の提出について

設置届出を行う際は、円滑な事務手続きを進めるため、介護保険課事業者係の有料老人ホーム担当者へあらかじめ連絡し、日程調整を行った上で、提出を行ってください。

また、入居者の処遇に関わる事項（利用料等）については、届出前に事前に相談にお越しくください。

連絡先・提出先 〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

電話 048-829-1265

FAX 048-829-1981